



／ 進めよう！ ／ 同一労働同一賃金

同じ職場で働く仲間の待遇改善に向け、パート・有期雇用労働者の実態を把握し、労働組合として「働き方改革」の着実な定着を図る取り組みを実施しよう！

2021年4月1日より

同一労働同一賃金(パート・有期法)が
中小企業にも適用されます

Point 雇用形態の違いによる不合理な待遇差の禁止規定の整備

Point 同一労働同一賃金ガイドラインの策定

Point 待遇に関する説明義務の強化

パート・有期雇用労働者に対する取り組み

以下のSTEPに沿って待遇改善を進めよう。あわせてパート・有期雇用労働者の組織化の取り組みも進めよう！

STEP 1

実態を把握しよう！

- パート・有期雇用労働者と正社員の待遇について、就業規則や就労実態をしっかりと確認しましょう
- 職場集会やアンケートなども通じて、待遇に関する要望や課題を把握しましょう

STEP 2

待遇差を確認しよう！

- 各種手当や福利厚生等だけではなく、「基本給」「一時金」「退職金」などすべての待遇についても、待遇差がある場合は、それが不合理なものとなっていないかをチェックしましょう

テレワーク制度の利用も含め、あらゆる待遇について、その性質や目的を踏まえて1つ1つ丁寧に確認しよう！

STEP 3

待遇改善に向け
労使で話し合おう！

- 不合理な待遇差がある場合、必ずパート・有期雇用労働者の声を踏まえた上で、是正に向けた団体交渉・労使協議を行いましょ

STEP 4

労働者へ説明を
徹底しよう！

- 事業主に対し、パート・有期雇用労働者への待遇および待遇差の説明の徹底を求めましょう。

派遣労働者に対する取り組み

派遣元・派遣先企業には2020年4月1日から完全適用されています。改めて取り組みを徹底しよう！

派遣先

- 受入れ予定派遣会社の待遇決定の方法について確認しているか
- 適切な待遇情報を提供しているか
- 均等・均衡待遇実現が可能な適切な派遣料金になっているか
- 福利厚生施設の利用、教育訓練の実施等が自社の社員と同様になっているか
- 派遣労働者からの相談に積極的に対応しているか

派遣元

- 待遇決定の方式について労使で話し合っているか
 - 法を上回る労使協定を締結しているか*
 - 派遣労働者に労使協定の内容を周知しているか*
 - 派遣先待遇情報を労使で共有しているか
 - 派遣労働者に待遇に関する説明が行われているか
- ※労使協定方式



「同一労働同一賃金」
に関する
詳しい情報は
こちら

